

平成24年度大学間連携共同教育推進事業審査要項

「大学間連携共同教育推進事業」の審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方法

- (1) 外部有識者・専門家からなる「大学間連携共同教育推進事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において合議審査を行う。
- (2) 選定委員会に、書面審査を行う「ペーパーレフェリー」を置き、委員長の指名により選任するものとする。
- (3) 選定に当たっては、連携取組の内容や実施計画の実現可能性を確認することを目的として、選定委員会による面接審査を実施することがある。
- (4) 選定委員会は、ペーパーレフェリーによる書面審査及び面接審査の結果等を基に合議審査を行う。

II. 審査方針

書面審査における評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。なお、選定に当たっては、以下の評価項目に加え、地域、学校種や設置形態、学問分野等のバランスに配慮するものとする。

(1) 評価項目

①戦略性

ア 大学間連携の戦略と連携取組の趣旨・目的

- ・ 申請された取組内容は、教育の質の保証と向上、機能別分化への対応が図られることが期待できるものか。
- ・ これからの社会にいかなる人材を養成・輩出するか、使命及び目標は明確に示されているか。

イ 連携取組の達成目標・成果

- ・ 各大学等の現状を踏まえた上で、大学間連携により得られる成果や達成目標（学生に対する具体的な効果等）が明確に示されているか。
- ・ 取組の成果を広く他大学等に還元できるものとなっているか。

ウ 支援期間終了後の取組

- ・ 国による財政支援が終了した場合においても、プログラムの実績を踏まえて継続的で発展的な展開を行うものか。

②内容、実施体制

ア 連携取組の内容

- ・ 取組の目的や目標を達成するため、具体的かつ効果的な取組内容となっているか。
- ・ 取組内容はステークホルダーと十分な課題の共有が行われるものとなっているか。

イ 大学等間の連携体制と連携取組の実施体制等

- ・ 連携取組の実現に向けた実施体制（マネジメント体制、教職員の体制、代表校・連携校・関係団体等が担う役割等）が整備されているか。
- ・ 連携大学、ステークホルダーが一体となりプログラムを推進する体制が整えられているか。

③確実性

ア 連携や取組内容の実績等

- ・ 大学改革を着実に推進するための土壌や実績を有しているか。
- ・ 取組を実施するに当たって必要な教育資源を有しているか。

イ 連携取組の評価体制等

- ・ ステークホルダーと協働し、プログラムの実績等に関する評価が適切に実施できる組織体制の整備がなされているか。
- ・ 評価の実施計画及び取組の達成目標に対する達成度や成果・効果を測る方法や指標及び結果を取組の質の向上・改善に結びつける仕組みが示されているか。

ウ 連携取組の実施計画

- ・ 取組の全体スケジュール及び各年次の実施計画は具体的かつ妥当なものか。
- ・ 事業目的の実現に必要な実施計画がなされており、申請経費が妥当なものとなっているか（設備整備を行う際は、その必要性や効果及び代替設備の流用について十分な検討・説明が行われているか。）。

(2) 審査基準

ペーパーレフェリーは、(1) 評価項目について以下の基準により審査する。

評 価	基 準
4	全般的に特に優れた内容である
3	問題や不十分な点が全くないか、ほとんどない
2	概ね問題や不十分な点がない
1	問題や不十分な点が多い

Ⅲ. その他

1 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 選定委員会の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。

ただし、次に掲げる場合であって、選定委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- ・ 審査・評価に関する調査審議の場合
- ・ その他選定委員会が公開することが適当でないと判断した場合

- ② 選定委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。
- ③ 選定された取組は、文部科学省Webサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

- ① 選定委員会の委員の氏名は予め公表することとする。
- ② ペーパーレフェリーの氏名は選定後公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に関係する委員及びペーパーレフェリーは、関係大学等の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。